

地方創生SDGs金融を通じた 自律的好循環形成に向けて

地方創生SDGs金融調査・研究会



第7回地方創生SDGs金融調査・研究会 有識者会議

2021年9月24日

本資料の内容

1. 地方創生SDGs金融のこれまでの取組と現状

- 地方創生SDGsの全体像と調査研究会の取組経緯

- 地方創生SDGs金融のこれまでの取組と現状

2. 本年度の調査研究会のテーマと進め方（案）

- 本年度の調査研究会における検討事項
- 本年度の各調査研究会のアジェンダ

- 地方創生の深化に向けては、**中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要**
- 地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであり、その取組を推進することが必要**

自治体SDGsの推進

- ✓ 将来のビジョンづくり
- ✓ 関係者（ステークホルダー）との連携
- ✓ 体制づくり
- ✓ 情報発信と成果の共有
- ✓ 各種計画への反映
- ✓ ローカル指標の設定

経済

三側面を統合する施策推進

社会

環境

人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現
地方創生成功モデルの国内における水平展開・国外への情報発信

地方創生の目標

- ✓ 人口減少と地域経済縮小の克服
- ✓ まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- 内閣府地方創生推進事務局では2008年より、環境・高齢化・低炭素等の課題に先駆的に取組を行う地方公共団体を支援。
- また、SDGsの達成に向けた先駆的な取組を行う地方公共団体のモデルケース「**SDGs未来都市**」の構築を開始。
- 2019年1月、「地方創生SDGs・ESG金融調査・研究会」（座長：村上周三氏）を開催し、「**地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方**」の取り纏めを行った。
- その後、地域金融機関も交えた、「地方創生SDGs金融調査・研究会」（座長：村上周三氏）を2019年8月に新たに設置し、地域事業者における取組の見える化の方策として、「地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」を策定・公表した。

← 第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略 → 第2期総合戦略 →



地方公共団体 民間企業

環境モデル都市 環境未来都市

SDGs未来都市

SDGsモデル事業

「環境未来都市」構想

✓環境・高齢化・低炭素等の課題に関して「環境未来都市」構想の下、2008年より開始している環境モデル都市・環境未来都市の取組

地方創生SDGs官民連携プラットフォーム

- ✓自治体におけるSDGsの達成に向け先駆的な取組を行う「SDGs未来都市」を選定し、SDGsの地域実装に関する成功事例の創出と、これらをモデルケースとして、全国の自治体に横展開を図る
- ✓パートナーシップを深める官民連携の場として「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」が設立され、マッチング支援・分科会開催・普及促進活動により、自治体SDGsの取組を一層加速

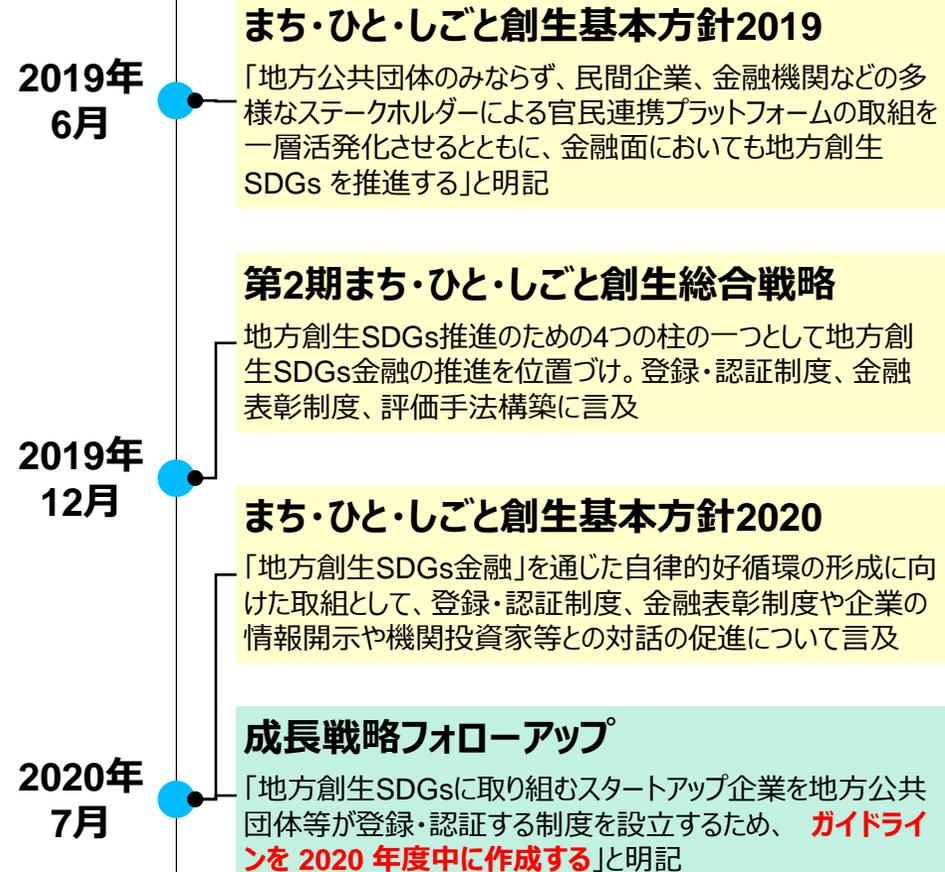


○2019年より地方創生SDGs金融の推進等に係る検討会を実施。検討結果は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの政府方針にも反映。

SDGs推進本部等での位置づけ



まち・ひと・しごと創生総合戦略等における位置づけ



本資料の内容

1. 地方創生SDGs金融のこれまでの取組と現状

- 地方創生SDGsの全体像と調査研究会の取組経緯

• 地方創生SDGs金融のこれまでの取組と現状

2. 本年度の調査研究会のテーマと進め方（案）

- 本年度の調査研究会における検討事項
- 本年度の各調査研究会のアジェンダ

- ▶ 「地方創生SDGs金融」とは、地域におけるSDGsの達成や地域課題の解決に取り組む**地域事業者**を**金融面**（**投融资だけでなくコンサルティング等の非金融サービスなども含む**）から**支援**することによって、地域における資金の環流と再投資（「**自律的好循環**」の形成）を促進する施策である。
- ▶ 内閣府では、令和2年10月に『地方創生SDGs登録認証等制度ガイドライン』を策定し、自治体と金融機関に説明会を開催しており、地域事業者のSDGs達成に向けた取組の「見える化」を通じて、「**自律的好循環**」の形成を推進している。

SDGsを原動力とした地方創生に取り組む企業・事業の拡大

地域課題の発掘
見える化の推進

地域牽引企業、GNT(グローバルノックトップ)発展

- ・地域雇用 ・域外資金獲得
- ・ソーシャルビジネス・ソーシャルベンチャー 等

ビジネス本業での地方活性化取組推進

- ・ICT活用公共サービス ・ドローン宅配・AI、IoT活用
- ・グリーンインフラ・建築・ヘルスケア(保険)、信託 等

Society5.0の地域実装



フェーズ1 地域事業者のSDGs達成に向けた取組の見える化

- ・「登録・認証制度」を構築し、地域事業者のSDGs達成に向けた取組の見える化
- ・幅広い地域事業者の参画を促し、SDGs達成に取り組む主体のすそ野を拡大

フェーズ2 SDGsを通じた地域金融機関と地域事業者の連携促進

- ・地域金融機関がモニタリング、フォローアップを実施し、与信先企業の育成・成長に貢献
- ・モニタリングを通じて得られた知見で自らの目利き力やコンサルティング能力等の強化

フェーズ3 SDGsを通じた地域金融機関等と機関投資家・大手銀行・証券会社等の連携促進

- ・フェーズ2の実践を通じて優れた取組を行った地域金融機関を政府が表彰する制度を創設
- ・機関投資家等と地域金融機関の協調・協業を推進

- 2020年10月に、地方創生SDGs金融調査・検討会（座長：村上周三 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構理事長）において、地方創生SDGsに積極的に取り組む事業者等を「見える化」する仕組みづくりを支援するための「**地方公共団体のための地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン**」を取りまとめ、公表した。
- 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPI（地方創生SDGs金融に取り組む地方公共団体：**100団体**（2020年から2024年度累計））の達成等に向けて、取組の普及展開を行う。

ガイドラインの目的等

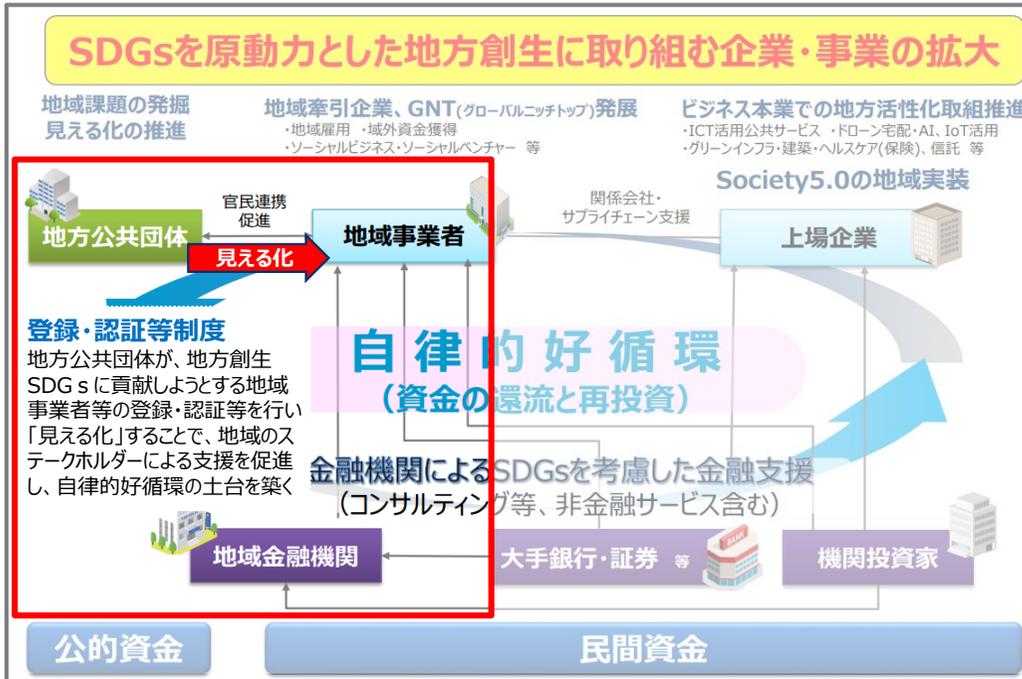
- SDGsを通じた地域課題等の解決に関する取組・事業によって得られた収益が、地域に還流・再投資される「**自律的好循環**」を形成するために、**地方創生SDGsに積極的に取り組む地域事業者等を「見える化」**する制度の構築を促すもの
- 地方公共団体を中心となって、地域金融機関等の地域の様々なステークホルダーと連携しながら制度を構築・運営するための支援ツール**

ガイドラインの特徴・ねらい

制度の段階等に応じた**3つの制度モデル**を提示し、それぞれの制度モデルについて、**制度構築に当たってのプロセス及び設定が想定される要件等**を例示



地方公共団体は制度モデル等を参考に、**制度の構築段階から地域金融機関等の様々なステークホルダーと連携し、制度内容等を検討**



3つの制度モデル

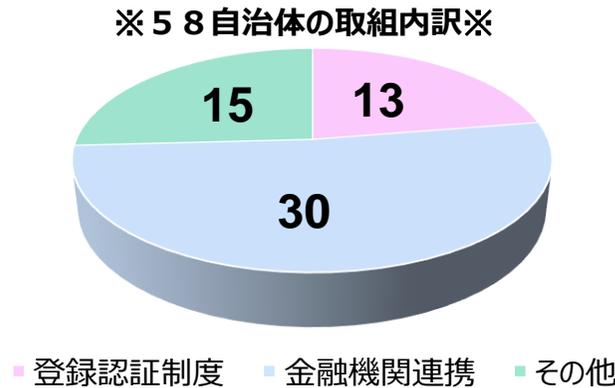


以下項目等を、それぞれの制度モデルごとに例示

- 制度の目的
- 制度によるメリット
 - ・地域金融機関等からの支援
 - ・地方公共団体からの支援
 - ・地域事業者等の事業等運営上のメリット
- 制度構築のプロセス
- 登録・認証等に当たって必要となる要件

令和2年度 SDGsに関する全国アンケート結果 ※令和2年10月実施

➔ 『地方創生SDGs金融』を具体的に取組推進している自治体数は **58自治体**



登録認証制度：13自治体

金融機関連携：30自治体

上記以外：15自治体

※2024年度KPI
⇒100自治体

➔ 『地方創生SDGs金融』に関する理解・取組が
徐々に拡大している。

令和2年度 地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドラインオンライン説明会 ※令和2年10月実施

➔ 令和2年10月に公表した「地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」の概要や本ガイドラインを活用した制度構築に向けた、オンライン説明会を実施。

令和2年10月27日～30日にかけて計4回開催し、**493名の参加**があった。
(自治体216名、金融機関268名、その他9名)

登録認証等制度を構築している自治体数 ※令和3年9月14日現在 (内閣府に報告があり公表している自治体に限る)

宣言制度	登録制度	認証制度	合計
7自治体	25自治体	2自治体	34自治体

制度構築掲載を希望する自治体の一覧を、内閣府HPに掲載。https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_kinyu2.html

地方創生SDGs金融を通じた「自律的好循環」の形成における登録・認証等制度の位置づけや、登録・認証等制度の基本的な考え方、構築に当たっての手順等について、既に制度を構築している自治体の例などを交えた、「地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」オンラインセミナーを開催（令和3年8月6日（金））

開催概要

セミナー参加者：350名（自治体130名、金融機関204名、その他16名）

※申込者ベース ※その他：財務局、金融庁、民間企業等 ※同日、AMPM2部開催

- 地方創生SDGs金融の概要及び地方創生SDGs金融に取り組む意義について説明。
- 地方創生の実現に向けては、SDGs取組を通じた官民連携のパートナーシップの構築が重要であり、今後、地方創生SDGsに積極的に取り組む**地域事業者等の「見える化」**（登録・認証等制度の構築）と、**その後の登録等事業者（地域事業者）等への「支援」**が重要。
- ガイドラインに示す**宣言・登録・認証のモデル**と**制度構築済自治体の事例**を参考に、地域の特性や実情等に応じ、自治体・地域金融機関等を中心に連携しながら、登録・認証等制度を構築・運用・支援し、**地方創生SDGs金融を通じた、自律的好循環の形成を拡大・推進**していくことを期待。

参加者アンケート結果【※次回開催テーマへの要望のみ抜粋】

- 登録制度を創設した後、金融機関等と連携しどのように企業等を支援していくべきか、どうすれば企業等がステップアップしていけるかなど、参考となる事例等と合わせてお示しいただきたい。
 - 登録認証制度に取り組んでいる自治体や金融機関の方のお話をお伺いしたい。**実際にどのような制度運営をしているのか、支援をしているのかなど具体的な情報提供をお願いしたい。
 - 金融機関や制度を活用している企業の事例も聞きたい。
 - すでに制度構築している自治体から、**実際に生じた、課題や障壁の具体例について話を聞きたい。**
- ➡ **より具体的な事例、すでに制度構築・運用している実際の事例を求める意見が多数**あった。

今後の進め方

- 登録認証等制度を構築・運用している自治体**や、SDGs金融の理念に基づいた**支援を実施している地域金融機関等の担当者**にご登壇いただき、より具体的な事例を交えたセミナーの開催を予定

■はじめに・・・

・当セミナー開催にあたり、事前アンケート『自治体・金融機関』からの声

『地方創生SDGs』『地方創生SDGs金融』の考え方が分りません。

既に構築済みの他自治体のSDGs登録制度の確認方法はありますか。

なぜ自治体がSDGsに取り組むのか。目的やメリットを教えてください。

SDGs制度は開始しました。インセンティブの提供方法に悩んでいます。

地方創生SDGs登録認証等ガイドラインの策定の目的は何でしょうか。

地域連携したいのですが、金融機関への依頼・連携方法が分りません。

必ずガイドラインに沿って制度構築しなければいけないのでしょうか。

最終的に宣言・登録ではなく、認証制度までの構築は必要でしょうか。



■地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドラインの策定

- 2020年10月に、地方創生SDGs金融調査・検討会（座長：村上周一郎財団法人建築環境・省エネルギー機構構理事）において、地方創生SDGsに積極的に取り組む事業者等を「見える化」する仕組みづくりを支援するための「地方公共団体のための地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」を取りまとめ、公表した。
- 第2期「まち・ひととし創生総合戦略」のKPI（地方創生SDGs金融に取り組む地方公共団体：100団体（2020年から2024年度累計））の達成等に向けて、取組の普及展開を行う。

ガイドラインの目的等

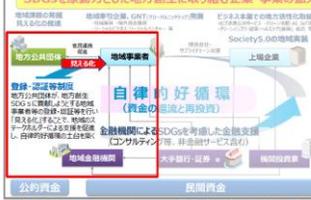
・SDGsを通じた地域課題等の解決に向けた取組・事業によって得られた収益が、地域に還元・再投資される「自律的好循環」を形成するために、地方創生SDGsに積極的に取り組む地域事業者等を「見える化」する制度の構築を促すもの。
地方公共団体を中心として、地域金融機関等の地域の様々なステークホルダーと連携しながら制度を構築・運営するための支援ツール

ガイドラインの特徴・ねらい

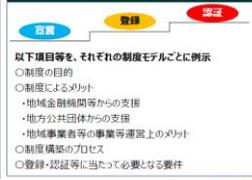
制度の段階等に合わせた3つの制度モデルを提示し、それぞれの制度モデルについて、制度構築に当たってのプロセス及び設定が想定される要件等を提示

地方公共団体は制度モデル等を参考に、制度の構築段階から地域金融機関等の様々なステークホルダーと連携し、制度内容を検討

SDGsを原動力とした地方創生に取り組む企業・事業の拡大

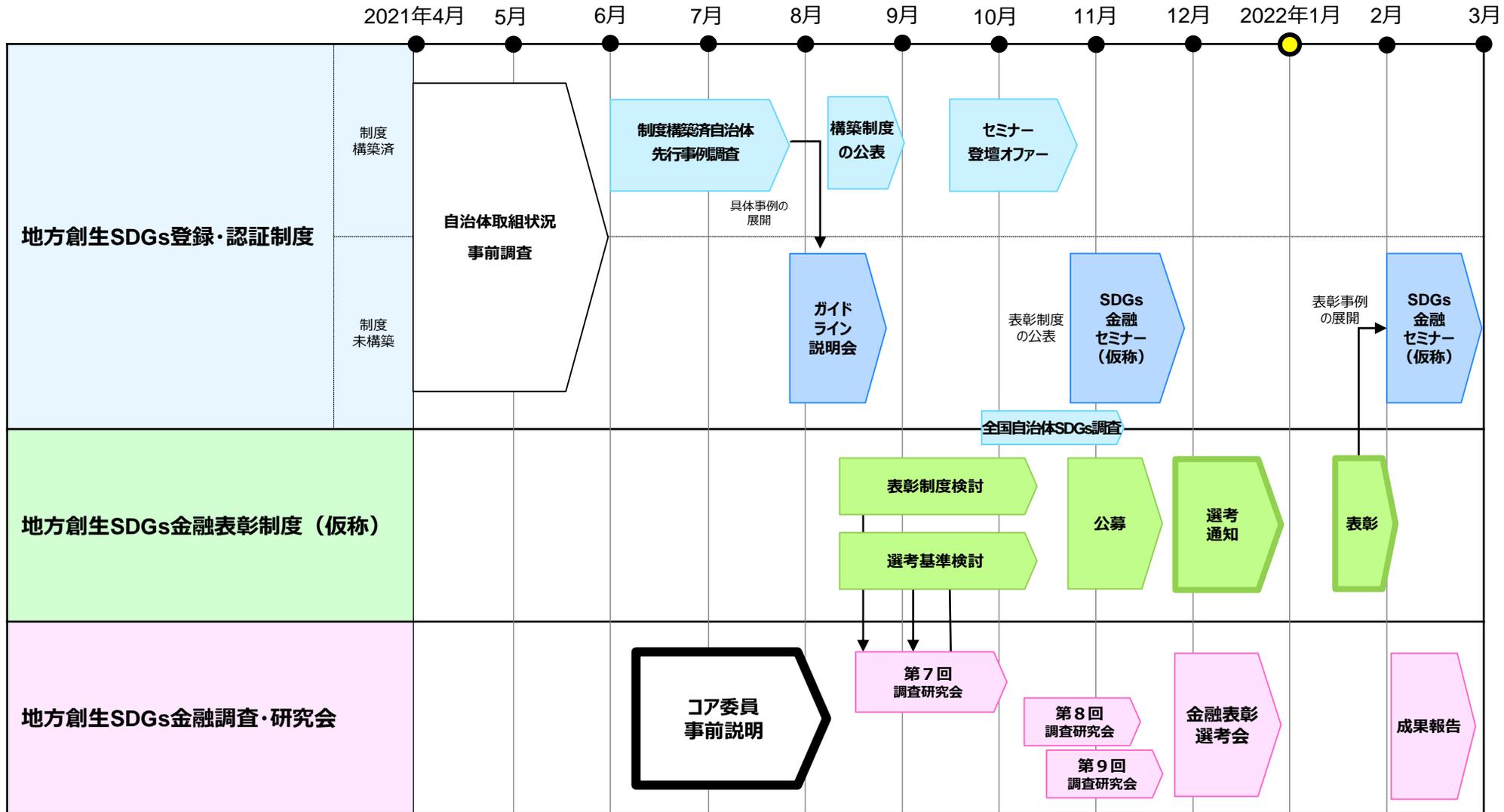


3つの制度モデル



掲載URL： <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyoi/index.html>

オンラインセミナー資料の抜粋



本資料の内容

1. 地方創生SDGs金融のこれまでの取組と現状

- 地方創生SDGsの全体像と調査研究会の取組経緯
- 地方創生SDGs金融のこれまでの取組と現状

2. 本年度の調査研究会のテーマと進め方（案）

• 本年度の調査研究会における検討事項

- 本年度の各調査研究会のアジェンダ

2018年度

第1回

~第3回

改組

地方創生SDGs・ESG金融調査・研究会

地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方を策定

- 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環
- 上記の実現に向けた3フェーズ
 1. 地域事業者のSDGs達成に向けた取組の見える化
 2. SDGsを通じた地域金融機関と地域事業者の連携促進
 3. SDGsを通じた地域金融機関と機関投資家・大手銀行・証券会社等の連携促進



自律的好循環のフレームワークを提示

2019~
2020年度

第1回

~第6回

地方創生SDGs金融調査・研究会

地域事業者のSDGs達成に向けた取組の見える化を起点とした、地域事業者・地方公共団体・地域金融機関の連携促進を検討

- フェーズ1：地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドラインの公表
- 地方創生SDGs金融表彰制度の位置づけや果たすべき役割の定義



自律的好循環の左半分(地域)を検討

2021年度

第7回~

地方創生SDGs金融調査・研究会

登録認証等制度を構築した自治体と地域金融機関等とが、連携した支援の現状把握を行い、地方創生SDGs金融を促進させるための金融表彰制度を策定する

- フェーズ2~3：地方創生SDGs金融表彰制度(案)の創設
- 登録認証等制度の現状把握,課題抽出,促進のための打ち手検討



*昨年度とスコープは同様に量と質の向上を図る

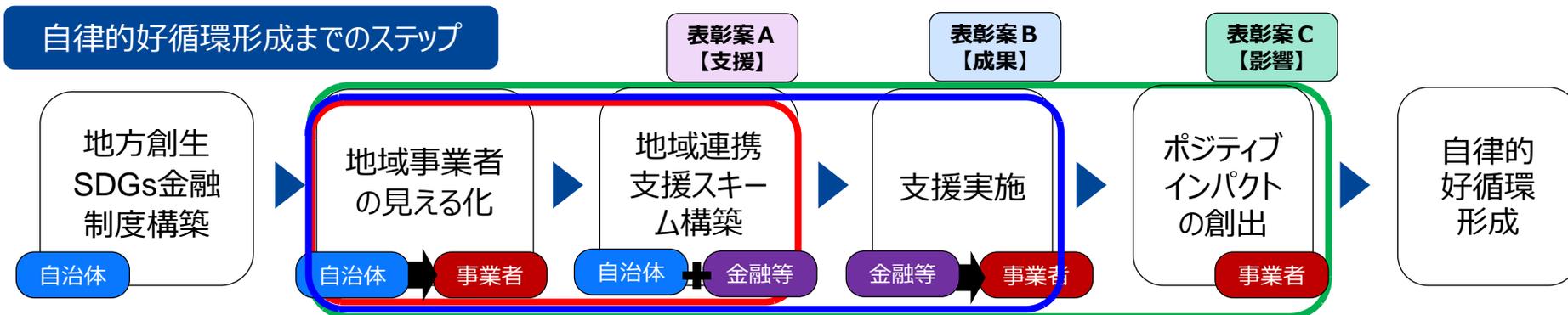
- 本年度の主な検討事項は地方創生SDGs金融表彰制度創設を中心とした、以下の① – ③を想定
- 表彰制度の創設、登録認証等制度の更なる普及展開によって、自治体・地域金融機関等の連携および支援策の構築を促進し、地域における自律的好循環の創出を目指す
- 自治体・金融機関への地方創生SDGs金融アンケートを実施し、論点の検討要素として加える

検討事項	概要	主な論点
<p>①金融表彰制度の創設</p>	<p>地方創生SDGs金融に取り組む、自治体 および 地域金融機関等の活動を評価する表彰制度を策定する</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 表彰対象 2. 表彰要件 3. 評価項目 4. 選考委員
<p>②金融表彰イベントの実施</p>	<p>自治体 および 地域金融機関等のベストプラクティス を表彰し、それを以て地方創生SDGs金融の普及を促進する</p>	<p>* 今年度表彰の実施可否は要判断</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 表彰候補の母集団は十分か 2. 表彰候補のベストプラクティスは 3. 表彰制度への関心はどうか 4. 制度周知/募集期間は確保可能か
<p>③登録認証等制度の更なる普及展開</p>	<p>自治体・地域金融機関等の現状をインタビュー・アンケートで把握し、登録認証等制度の現状把握、今後の促進にむけた提言をまとめる</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調査目的と調査項目

- 過去、「地方創生SDGs金融フレームワーク」での表彰対象は、地域金融機関単体を想定（フェーズ3）
- 地域課題を認識し、ガイドラインの主体である自治体と、地域事業者に対して具体的な支援、価値創造する地域金融機関等との連携した支援スキームの構築に対する表彰制度としてはどうか
- 官民連携を対象要件にする事で、協働意識も芽生え、よりユニークな支援取組が期待できるのでは

表彰名	地方創生SDGs金融表彰【仮称】	ESGファイナンス・アワード・ジャパン	地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例
所管省庁	内閣府（案） 地方創生推進事務局	環境省	内閣官房 まちひとしごと創生本部
目的	地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環形成に資する事例の普及・推進	ESG金融の普及・拡大	金融機関の地方創生に資する取組の促進(SDGs含)
表彰対象	自治体＋地域金融機関等 (その他支援機関を含む)	金融機関等 (以下の①-④部門のみ)	地域金融機関
表彰内容	自治体＋地域金融機関等（各ステークホルダー）が連携し、地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環形成に資する事例創出に向けた、支援スキームの構築取組	環境・社会にインパクトを与え、持続可能なビジネスモデルへの移行に寄与しうる先進的な取組 ①投資家部門 ②間接金融部門 ③資金調達者部門 ④金融サービス部門 ⑤環境サステナブル企業部門	まひし総合戦略に記載された、1～7に記載の 金融機関による地方創生に資する取組

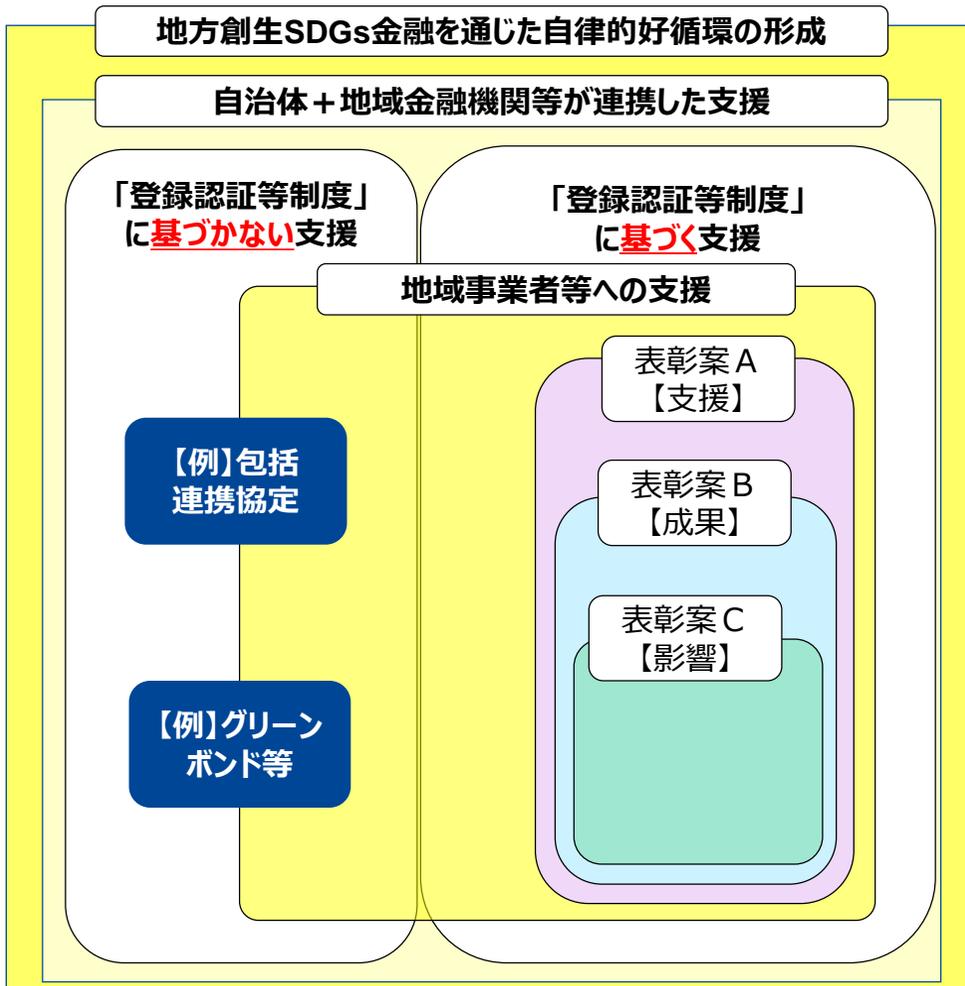
- 当表彰制度を通して、より多くの自治体等で制度構築・支援事例を波及、広めたいと考える
- 表彰制度は取組支援内容の深さに応じて、以下の3つの表彰案モデルから仮置きした
- 表彰案Cまで諮りたいが、制度の構築状況や支援の進捗状況など、実態を考慮し、検討する



地方創生SDGs金融表彰制度（案）の概要

表彰制度目的	自治体が地方創生SDGsに積極的に取り組む地域事業者の「見える化」を行い、地域金融機関等と連携して地域事業者を支援するスキームを構築し、自律的好循環形成に資する取組を普及・促進するため。【論点2】		
表彰対象	自治体 + 地域金融機関等（その他支援機関を含む）【論点1】		
表彰案の定義【論点3】	<p>【表彰案A】</p> <p>①【支援（≒インプット・活動）】 地方創生SDGs金融の支援スキーム構築に対する表彰</p>	<p>【表彰案B】</p> <p>②【成果（≒アウトプット）】 構築したスキームに基づいて、実際の支援取組の成果に対する表彰</p>	<p>【表彰案C】</p> <p>③【影響（≒アウトカム）】 ②の支援取組の結果として、創出された定量的・定性的な効果や変化に対する表彰</p>
表彰条件	a.自治体・金融機関等が連携した地方創生SDGs金融のスキーム構築（登録制度等）が出来ている	a. + b.スキームに基づいて実際の支援取組（金融・非金融支援は問わない）実績が発生している	a. + b. + c.支援取組によって創出された効果や変化に対する（自己／第三者）の評価がある
選考方法	選考委員による評価【論点4】		

- 「登録認証等制度」（見える化）に基づく支援取組「のみ」を表彰対象とする考えで良いか
 - 「登録認証等制度」に基づかないものの、地域課題の解決やSDGsの達成に取り組み地域事業者等を支援する取組も、表彰要件とすべきではないか（「下図」参照）
- ⇒「登録認証等制度」の有無に関わらず、「地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成」に資する地域事業者等への支援取組を表彰要件としてはどうか



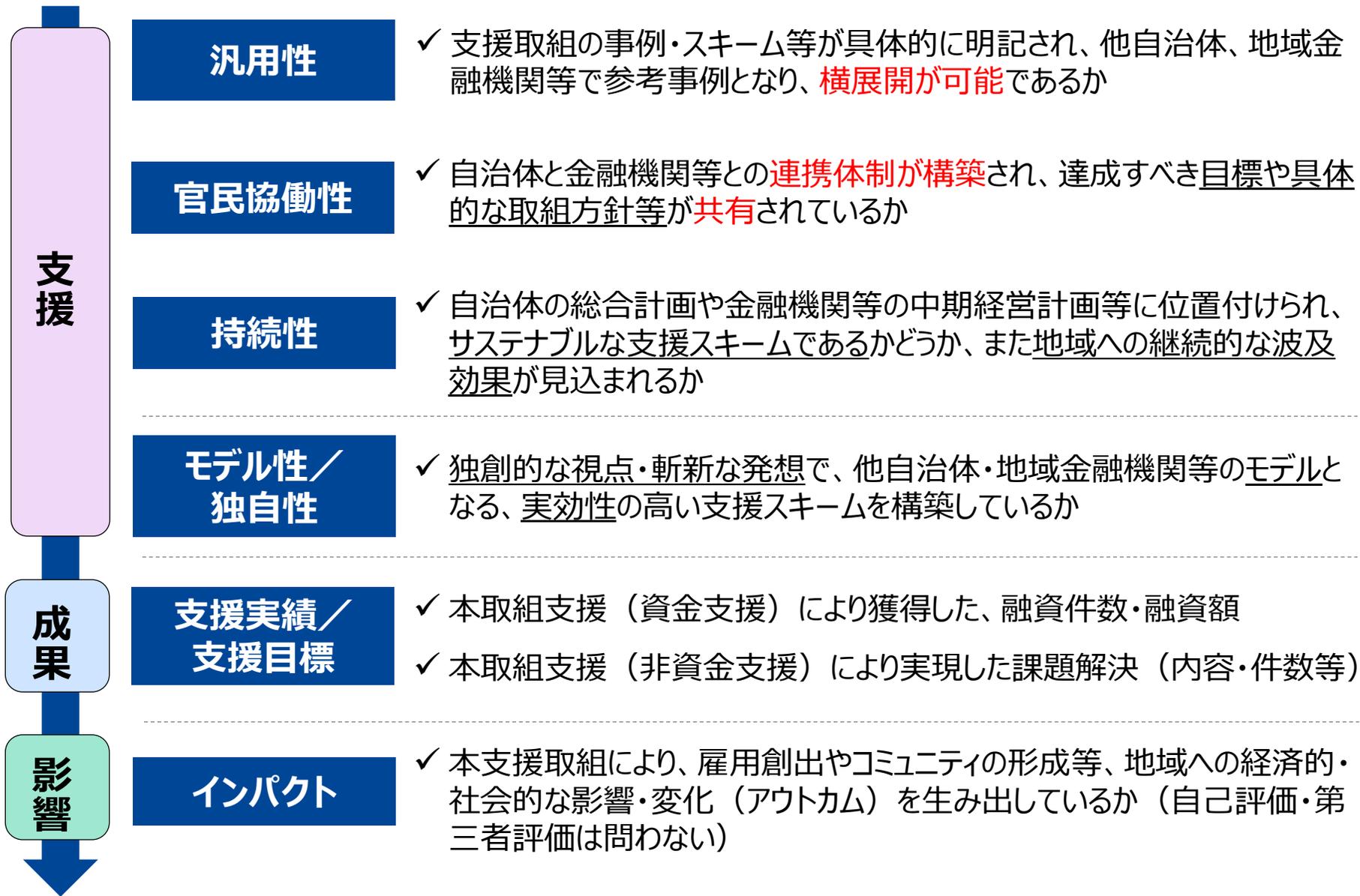
Q：「登録認証等制度」に基づかない地域事業者等への支援とは何か。

A：例えば、自治体と地域金融機関等が「包括連携協定」を締結。当該協定に基づき、地域課題の解決やSDGsの達成に取り組む地域事業者等への支援を行うケース等が想定される。（包括連携協定を締結しただけでは、表彰要件とはならない。）

Q：自治体が金融機関等と連携してグリーン／ソーシャルボンドを発行し、地方創生SDGsに資する事業を推進した場合、表彰要件となるか。

A：資金の流れや用途によって判断したい。地方創生SDGs金融は、地域における資金の還流・再投資を通じて自律的好循環の形成を目指すものであり、例えば、グリーンボンド等により事業創出した場合、地域に資金が還流するようなケースは該当する場合があるものと考える。（地域外へ資金が循環する支援取組のみの場合、要件とはならない。）

各表彰評価項目の定義(案) は以下のとおり



評価項目	ジャパンSDGsアワード (外務省)	グッドライフアワード (環境省)	ESGファイブ・アワード・ジャパン (環境省)	21世紀金融行動原則 (環境大臣賞)
汎用性	●	● (普及・汎用性)	● (波及性)	● (汎用性、国内外への広がり)
包摂性	●			
参加型	●			● (多様なステークホルダー)
統合性	●			
透明性と説明責任	●		● (透明性)	
社会経済への貢献		●	● (インパクト)	
地域資源の活用		●		● (地域性)
革新性		●	● (新規性)	● (先進性・独自性)
継続性		●		
目標・戦略・フレームワーク			●	
支援実績			●	●
本業に即した取組				●

- 3段階の評価基準（案）は以下（○＝必須、△＝推奨／選択）のいずれかで検討したい
- 表彰案A～Cはあくまでモデル案、各表彰項目の必須・選択についても検討したい
- 表彰案Cまで諮りたいが、全国での制度構築の実情、支援取組への浸透状況も考慮すべき
- 各表彰評価項目の定義（案）は次頁に詳細を記載

表彰案 定義	【表彰案A】 ①【支援（≒インプット・活動）】 地方創生SDGs金融の支援スキーム構築に対する表彰	【表彰案B】 ②【成果（≒アウトプット）】 構築したスキームに基づいて、実際の支援取組の成果に対する表彰	【表彰案C】 ③【影響（≒アウトカム）】 ②の支援取組の結果として、創出された定量的・定性的な効果や変化に対する表彰
汎用性	○	○	○
官民協働性	○	○	○
持続性	○	○	○
モデル性／ 独自性	○or△	○or△	○or△
支援実績／ 支援目標	-	○or△ (支援実績&支援目標)	○or△ (支援実績&支援目標)
インパクト	-	-	○or△(加点) (自己評価or第三者評価)

- 内閣府が表彰主体となり、各委員の**専門的な知見**も評価結果へ反映させたいと考えている
- 一方、応募側含む外部視点からの**公平性・中立性**も担保しながら、選考委員を検討をしたい
- 選考対象に**関与**している取組は一律、評価対象外と整理したいと考えるが、どうか（手上げ方式）
- 表彰対象（金融機関等）に所属する企業や団体、協会に対する評価範囲を**一定**制限してはどうか
- 評価に対する専門性を担保し、公平性を考慮しつつ、以下、選考委員【案①～③】を提示する

	【案①】 選考委員より 表彰対象在籍者を除く	【案②】 選考委員の所属等により 評価範囲を制限する	【案③】 選考委員を 制限しない
概要	<ul style="list-style-type: none"> • 表彰対象（自治体・地域金融機関等）に在籍している選考委員は評価者より除外する 	<ul style="list-style-type: none"> • 選考委員より除外しないが、一定条件のもとで、評価を制限する（案①～③の折衷案） 	<ul style="list-style-type: none"> • 特段の制限は定めない
備考	<ul style="list-style-type: none"> • 応募者への公平性・中立性の担保 	<ul style="list-style-type: none"> • 自治体・地域金融機関の知見等を審査に反映することが出来る 	<ul style="list-style-type: none"> • 公平性に懸念（委員の在籍組織が表彰対象の場合） • 自治体・地域金融機関の知見等を審査に反映することが出来る

- 表彰対象の属性が絞られている場合、選考委員のメンバーの属性との重複を回避する事例が見られた（ESGファイナンス・アワード・ジャパン）
- 一方、表彰制度の一部で、表彰対象と同じ業界に所属している委員が選考を行う事例も存在（21世紀金融行動原則における運営委員長賞）

		ジャパンSDGs アワード (外務省)	グッドライフアワード (環境省)	ESGファイナンス・アワード・ジャパン (環境省)	21世紀 金融行動原則 (環境大臣賞)	
評価対象		企業又は団体等	日本国内のNPO、企業、 任意団体、自治体、 個人等	投資家、間接金融業者、 資金調達者（企業、金 融機関、自治体等）、 金融サービス業者（証 券・保険・評価情報サー ビス）	環境サステナブル企業	署名金融機関
評価者の人数		14名	9名	9名	7名	4名（6名※2）
評価者の 所属	公的機関 (省庁・国連等・国立研 究開発法人・GPIF等)	4名	1名	1名	—	2名
	大学・大学院	3名	1名	3名	1名	1名
	非営利法人 (財社団・社福)	5名	4名	2名	—	—
	業界団体 (経団連・連合)	2名（※1）	—	—	—	—
	企業	—	3名	2名	—	1名
	金融機関 (銀行・信託・AM・生損 保等)	—	—	1名	6名	（2名※2）
	※備考	※1：内1名は、企業との 兼務		金融機関としては、日本 政策投資銀行が参加		※2：環境大臣賞とは 別途、「運営委員長賞」 が設置されそれに関して は、金融機関所属の2名の 運営委員が選定

- 表彰イベントの実施判断には「制度の創設」「表彰母集団の存在」「十分な募集・選考期間」が必要
今後実施する調査結果（後述、検討事項③）をふまえて、実行可能性を別途諮りたい
- 第8回研究会でアンケート調査結果をふまえ、第9回研究会の表彰制度創設と合わせて検討したい

今年度中に表彰イベントを実施する 場合

今年度中に表彰イベントを実施しない 場合 (例：モデル事例紹介【小イベント】)

想定スケジュール

21年11月中 表彰制度完成
 21年11月下旬 第1回募集開始／表彰制度説明会
 21年12月下旬 募集〆切
 22年01月上旬 選考⇒表彰先決定
 22年01月下旬 イベント（@国際フォーラム）

21年11月中 表彰制度完成
 21年11月下旬 モデル事例の分析・抽出
 21年12月下旬 モデル事例決定
 22年01月下旬 イベント（@国際フォーラム）
 （モデル事例紹介・表彰制度の説明会）

政策側の視点

○早期に表彰実施することで、自治体・地域金融機関等との連携促進の波及効果が期待できる
 △母集団が少ない場合、適切な審査・選考ができない

○次年度に向けた表彰制度の十分な周知期間により、選考・評価ができる母集団を獲得できる
 △SDGs金融の連携事例を知る機会創出となる

応募側の視点

△表彰制度の理解から応募までの時間が短い
 （*応募に際し、自治体と地域金融機関側の両者合意が前提のため、調整に時間を要することが想定される）

○表彰制度および、モデル事例の理解促進によって、応募への関心・意欲が高まる
 △（表彰対象に値する取組がある場合）モデル事例紹介より、表彰のほうがインパクトがある

- 表彰制度の創設にあたり、自治体・金融機関を対象にアンケート・インタビュー調査を実施する
- 第8回調査研究会にて、実態調査結果をふまえた基準策定と表彰イベントの実施可否を検討する
- 自治体・金融機関向けアンケート設問一覧は、参考資料に別添

調査概要

<p>実施目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方創生SDGs金融表彰制度創設のための認知度・意向・関心の把握（自治体・金融機関） ✓ 表彰イベントの年度内の実行可能性の把握（制度構築・支援実態 = 母集団の把握） 	
<p>対象</p>	<p>自治体</p>	<p>金融機関</p>
<p>手法および設問概要</p>	<p>Webアンケート/インタビュー（10件程度）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 登録認証等制度の構築・運用状況 2. 金融機関との連携状況 （制度構築・制度運用・事業者支援） 3. 表彰制度への応募への関心 4. 表彰制度に対する応募の関心有無 <p>等</p>	<p>Webアンケート/インタビュー（10件程度）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方創生SDGsに関する認知状況の確認 2. 登録認証等制度に関するの構築・運用状況 3. 自治体との連携状況 （制度構築・制度運用・事業者支援） 4. 表彰制度に対する応募の関心有無 5. 脱炭素 x 地域金融に関する取組状況 <p>等</p>

1. 地方創生SDGs金融のこれまでの取組と現状

- 地方創生SDGsの全体像と調査研究会の取組経緯
- 地方創生SDGs金融のこれまでの取組と現状

2. 本年度の調査研究会のテーマと進め方

- 本年度の調査研究会における検討事項

- **本年度の各調査研究会のアジェンダ（案）**

日時 アジェンダ(案)

第7回

9月24日
13:00 – 15:00

- 1 地方創生SDGs金融に関するこれまでの活動の振り返り
 - 本年度の調査研究会のテーマと進め方（案）
- 2 地方創生SDGs金融表彰（案）
 - 地方創生SDGs金融表彰の対象・要件
 - 地方創生SDGs金融表彰の評価基準・項目
- 3 表彰基準策定に係る実態調査（アンケート案）
- 4 地方創生SDGs金融表彰の選考方法
- 5 本年度の活動計画

第8回

11月1日
10:00 – 12:00

- 1 地方創生SDGs金融表彰基準に係る実態調査に対するフィードバック
- 2 地方創生SDGs金融表彰制度策定についての議論
- 3 地方創生SDGs金融表彰制度選考についての進め方
- 4 国際フォーラムにおける地方創生SDGs金融表彰の概要

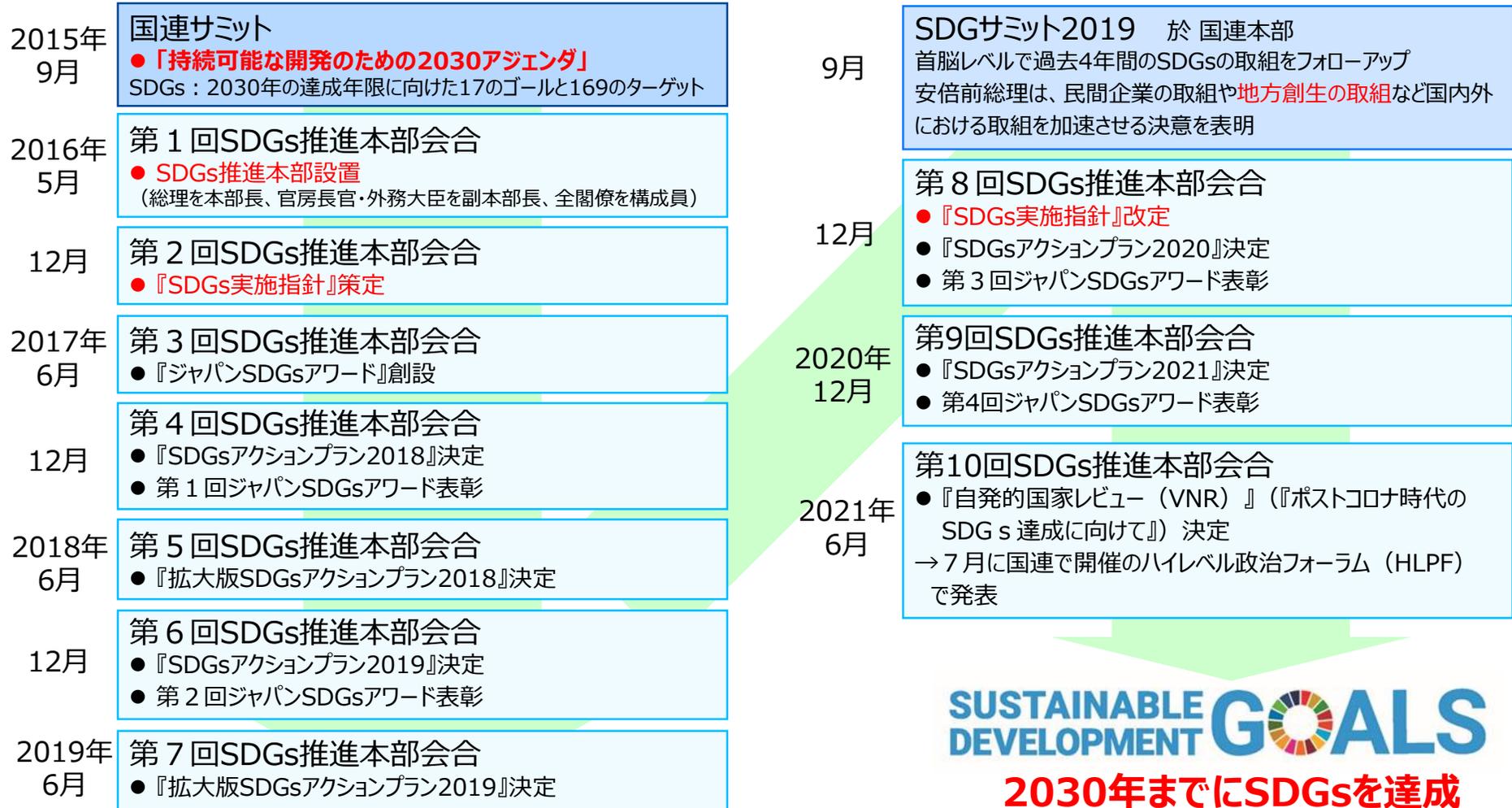
第9回

11月16日
10:00 – 12:00

- 1 地方創生SDGs金融表彰制度の最終確認
- 2 地方創生SDGs金融表彰制度選考スケジュールの確認
- 3 国際フォーラムにおける地方創生SDGs金融表彰方法の確認

參考資料





【8つの優先課題 (SDGs実施指針)】

(People 人間)

- あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- 健康・長寿の達成

(Prosperity 繁栄)

- 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

(Planet 地球)

- 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

(Peace 平和)

- 平和と安全・安心社会の実現

(Partnership パートナーシップ)

- SDGs実施推進の体制と手段

【令和2年12月21日閣議決定】

- 「SDGsアクションプラン2021」では、以下を重点事項として取り組む。

I. 感染症対策と次なる危機への備え

- ▶ 感染症対応能力を強化するため、治療・ワクチン・診断の開発・製造・普及を包括的に支援し、これらへの公平なアクセスを確保する。
- ▶ 次なる危機に備え、強靱かつ包摂的な保健システムを構築し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた取組を推進する。国内では、PCR検査・抗原検査等の戦略的・計画的な体制構築や保健所の機能強化など、国民の命を守るための体制確保を進める。
- ▶ 栄養、水、衛生等、分野横断的取組を通じて感染症に強い環境整備を進める。東京栄養サミットの開催を通じて世界的な栄養改善に向けた取組を推進し、国内では食育や栄養政策を推進する。

II. よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略

- ▶ Society5.0の実現を目指してきた従来の取組を更に進めると共に、デジタルトランスフォーメーションを推進し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる体制を整備し、「新たな日常」の定着・加速に取り組む。
- ▶ ESG投資の推進も通じ、企業経営へのSDGs取り込みを促進すると共に、テレワークなどの働き方改革を通じてディーセントワークの実現を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現等を通じ、個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる社会を目指す。
- ▶ バイオ戦略やスマート農林水産業の推進など、科学技術イノベーション（STI）を加速化し、社会課題の解決を通じてSDGsの達成を促進すると共に、生産性向上を通じた経済成長を実現し、持続可能な循環型社会を推進する。

III. SDGsを原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出

- ▶ 2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」への挑戦も通じ、世界のグリーン産業を牽引し、経済と環境の好循環を作り出していくとともに、防災・減災、国土強靱化、質の高いインフラの推進を継続する。
- ▶ 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実現に向けた海洋プラスチックごみ対策などを通じ、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- ▶ SDGs未来都市、地方創生SDGs官民連携プラットフォーム、地方創生SDGs金融等を通じ、SDGsを原動力とした地方創生を推進する。

IV. 一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速

- ▶ あらゆる分野における女性の参画、ダイバーシティ、バリアフリーを推進すると共に、人への投資を行い、十分なセーフティネットが提供される中で、全ての人が能力を伸ばし発揮でき、誰ひとり取り残されることなく生きがいを感じることで包摂的な社会を目指す。
- ▶ 子供の貧困対策や教育のデジタル・リモート化を進めると共に、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進し、次世代へのSDGs浸透を図る。
- ▶ 京都コンGRESSや東京オリンピック・パラリンピック等の機会を活用して法の支配やスポーツSDGsを推進すると共に、地球規模の課題に関して、国際協調・連帯の構築・強化を主導し、国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国を目指す。

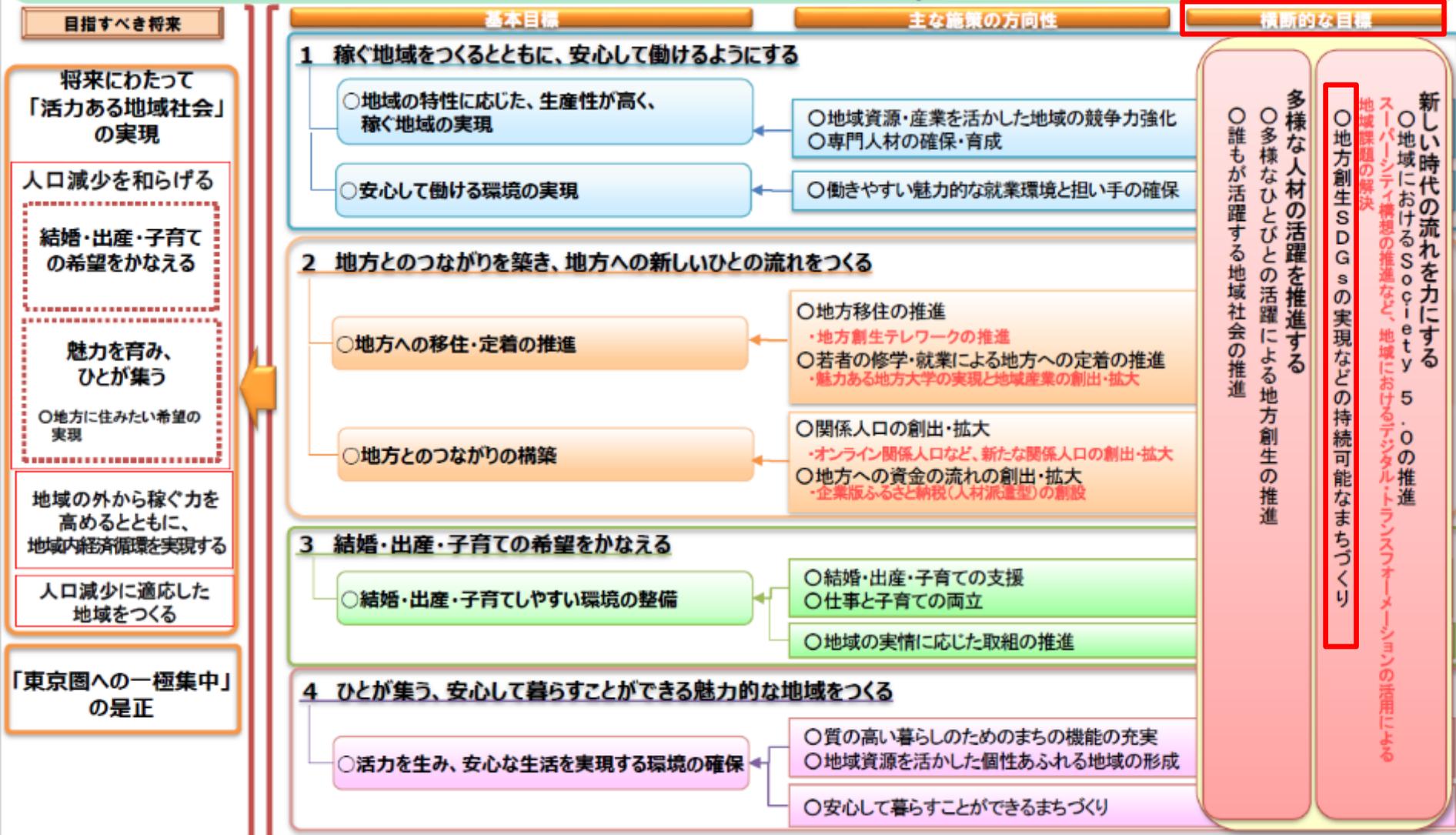
2-3. 第2期「総合戦略」改訂の概要③ 【令和2年12月21日閣議決定】

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方創生の今後の方向性】

- ① 感染症による意識・行動変容を踏まえた地方へのひと・しごとの流れの創出
- ② 各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進

<国の姿勢>

各地域の自主的・主体的な取組を基本としつつ、地域のみでは対応しきれない面を支援。



SDGs 実施指針改定版（令和元年12月20日一部改訂）抜粋

5 今後の推進体制

(3) 主なステークホルダーの役割

～（中略）～

コ 地方自治体

国内において「誰一人取り残されない」社会を実現するためには、広く日本全国に SDGsを浸透させる必要がある。そのためには、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠であり、**二層の浸透・主流化**を図ることが期待される。

現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体における SDGs 達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されている。

～（中略）～

地方自治体においては、体制づくりとして、部局を横断する推進組織の設置、執行体制の整備を推進すること、各種計画への反映として、様々な計画に SDGs の要素を反映すること、進捗を管理するガバナンス手法を確立すること、情報発信と成果の共有として、SDGs の取組を的確に測定すること、さらに、国内外を問わないステークホルダーとの連携を推進すること、ローカル指標の設定等を行うことが期待されている。また、地域レベルの官、民、マルチステークホルダー連携の枠組の構築等を通じて、官民連携による地域課題の解決を一層推進させることが期待されている。さらに、**「地方創生SDGs金融」を通じた自律的好循環を形成するために、地域事業者等を対象にした登録・認証制度の構築等を目指すことが期待されている。**

～（後略）～

【令和2年12月21日閣議決定】

1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現

- 新型コロナウイルス感染症を受けて、子供や女性、障害者、高齢者など、脆弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けている。男女共同参画基本計画に基づき、**女性活躍推進**に向けた取組を加速化していく。また、あらゆる人々がその個性を発揮して活躍できる社会をつくるため、**ダイバーシティ・バリアフリー**の推進に引き続き取り組む。テレワークなどの働き方改革を通じて**ディーセントワーク**の実現を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現等を通じ、個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実現できる社会を目指す。
- コロナにより、未来を担う子供・若者の教育にも大きな影響が出ているところ、**子供の貧困対策**や**教育のデジタル・リモート化**を進めると共に、**持続可能な開発のための教育（ESD）**を推進し、次世代へのSDGs浸透を図る。
- ビジネスと人権、責任あるサプライチェーン、企業の社会的責任に関する取組等が重要。「**ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）**」の実施を通じて、持続可能で包摂的な社会の実現に寄与することを目指す。
- **東京オリンピック・パラリンピック競技大会**の開催も通じ、SDGs推進の取組を広めていく。

3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

- ポストコロナの時代における経済社会の姿として、質の高い持続的な成長を実現していく必要がある。コロナ禍により地域経済・生活に甚大な影響が生じているところ、SDGsを原動力とした地方創生の取組を加速化する。そのため、持続可能なまちづくりに資する優れた地方公共団体の取組を「**SDGs未来都市**」として選出し、成功事例の普及展開と国内外に向けた情報発信を継続する。また、「**地方創生SDGs官民連携プラットフォーム**」を通じた地域課題の解決に向けた民間参画の促進と「**地方創生SDGs金融**」を通じた自律的好循環の形成等の取組を促進する。
- 地方創生の推進等を通じ、東京一極集中の流れを変えるとともに、観光や農林水産業といった地域が誇る資源を最大限活かし、強靱かつ自律的な地域経済を構築していく。
- **バイオ戦略**や**スマート農林水産業**など、**科学技術イノベーション（STI）**を総動員し、戦略的に地球規模課題の解決に取り組んでいくことで、SDGs達成に向けた取組を加速化する。
- **Society5.0**の実現を目指してきた従来の取組を更に進めると共に、**デジタルトランスフォーメーション**を推進し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる体制を整備し、「**新たな日常**」の定着・加速に取り組む。

2 健康・長寿の達成

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、保健医療体制の重要性が改めて確認された。この危機を乗り越えるに当たり、人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」という考えの下、**ユニバーサル・ヘルズ・カバレッジ（UHC）**の達成に向け、目標を掲げ、強靱かつ包摂的な保健システムの構築、感染症に強い環境整備を進める。
- 感染症対応能力を強化するため、途上国を含めた治療・ワクチン・診断の開発・製造・普及を包括的に支援することにより、これらへの公平なアクセスを確保する。
- また、次なる健康危機に備え、機材の整備、人材育成など、国内外の保健医療システム強化も進めていく。
- 国内では、PCR検査・抗原検査等の戦略的・計画的な体制構築や保健所の機能強化など、国民の命を守るための体制確保を進める。
- 健康・長寿社会の達成には、栄養改善も不可欠。**東京栄養サミット**の開催を通じ、世界的な栄養改善に向けた取組を推進し、国内では食育や栄養政策を推進する。

4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

- 近年、世界中で気象災害が頻発しており、日本でも、台風による豪雨災害などにより大きな被害がもたらされている。過去の災害の経験も踏まえ、**防災・減災**の取組を引き続き進めていくことが重要であり、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「**国土強靱化**」を引き続き推進していくとともに、国外に向けても日本の経験を広めていく。
- 特に途上国の「質の高い成長」を実現するには、水道、道路、発電所等の**質の高いインフラ**の整備が不可欠。それぞれの国・地域の経済・開発戦略に沿った形で、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を踏まえた質の高いインフラ投資を官民一体となって引き続き積極的に支援していく。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和2年12月21日閣議決定）において、引き続き、**横断的な目標「新しい時代の流れを力にする」**の下に位置付け、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組み、SDGsを原動力とした地方創生を推進する。

横断的な
目標

○地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

◆SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合

【重要業績評価指標】

SDGsの理念を踏まえた地方創生を推進し、様々な地域課題を解決し、持続可能なまちづくりを進める。

■SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合

60%（2024年度） ※現状 39.7%（2020年度）

i

地方創生SDGsの普及促進活動の展開

ii

地方公共団体によるSDGs達成のためのモデル事例の形成

（「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」の選定）

→SDGs未来都市選定数：累計210都市

iii

「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を通じた民間参画の促進

→官民連携マッチング件数：累計1,000件

iv

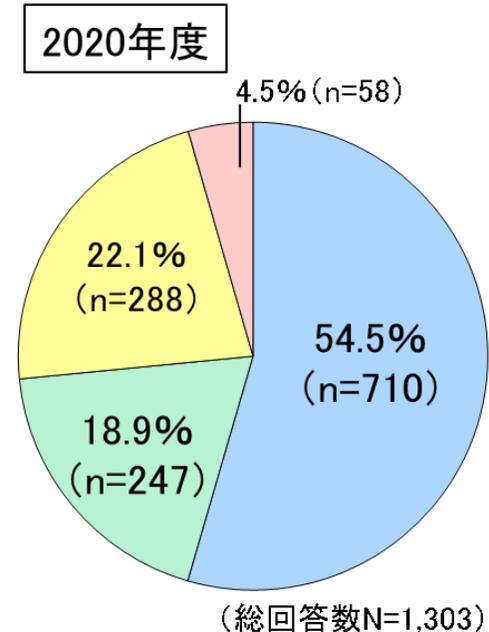
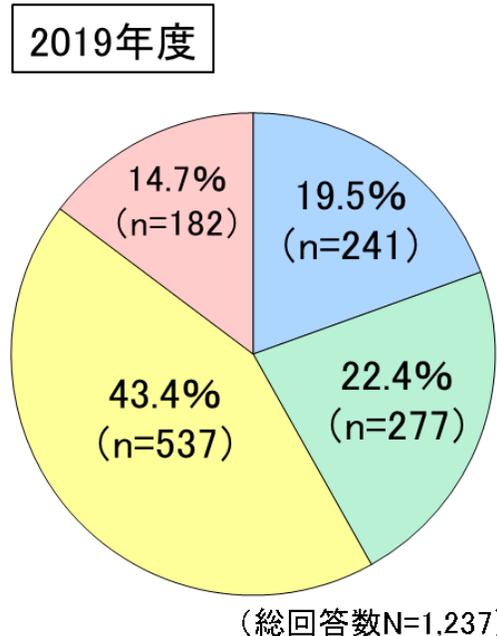
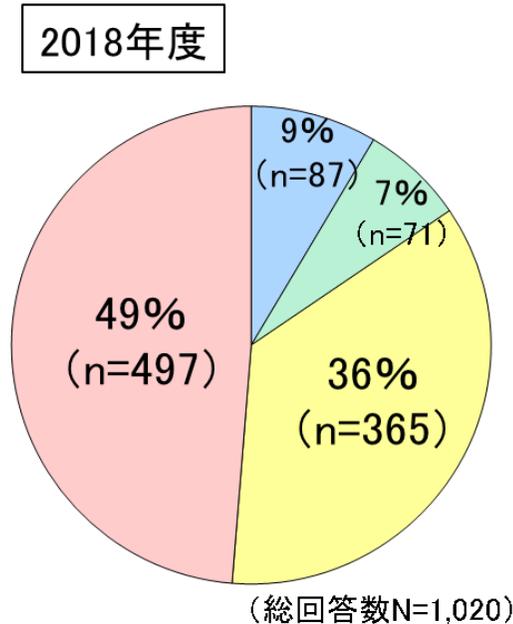
地方創生SDGs金融の推進

→地方創生SDGs金融に取組む地方公共団体：累計100団体

SDGsに関する全国アンケート調査（自治体向け）結果

調査項目：地方創生SDGs達成に向けて取り組みを推進されていますか？

- 推進している**
（「ある程度推進している」+「既に十分推進している」）
- 今後推進していく予定がある
- 今後推進を検討していく予定がある
- 推進しておらず今後推進していく予定もない



※「SDGsを知っている」と回答した自治体は**99.9%**

■ 全自治体に占める、「推進している」と回答した自治体の割合（母数：1,788）

4.9% (87/1,788)

13.5% (241/1,788)

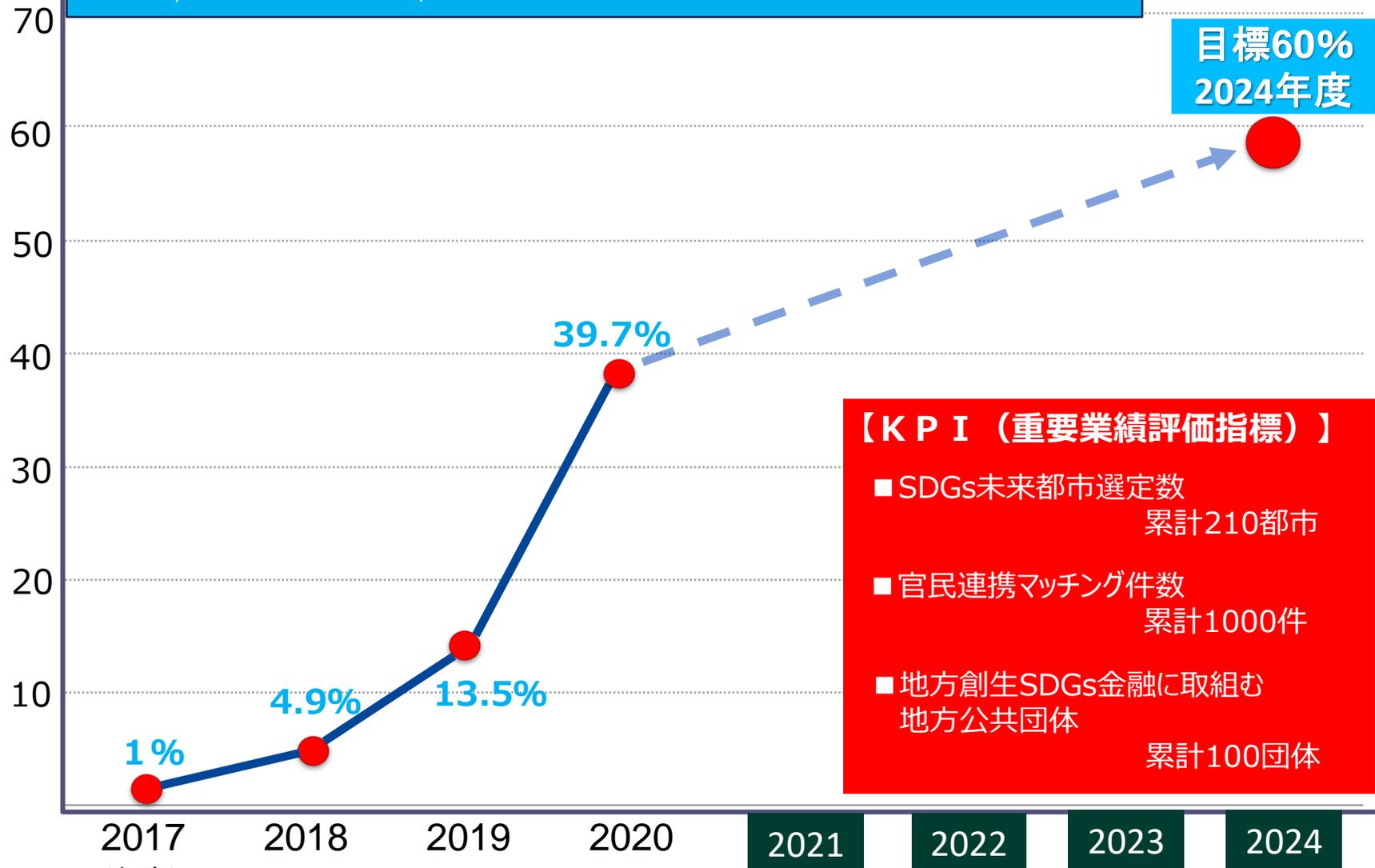
39.7% (710/1,788)

SDGsの達成に向けた取組を行っている地方公共団体の割合

地方創生SDGs達成に向けた取組を

「現在推進している」と回答した地方公共団体の割合 **39.7%**

対象：1,788（47都道府県・1,741市区町村）、回答率：72.9%、2020年11月



目標60%
2024年度

- 【KPI（重要業績評価指標）】
- SDGs未来都市選定数
累計210都市
 - 官民連携マッチング件数
累計1000件
 - 地方創生SDGs金融に取組む
地方公共団体
累計100団体

【使用データ】：地方公共団体向け「SDGsに関する全国アンケート調査」（令和2年度11月調査）等

「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」と地方創生SDGs

「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和2年12月21日閣議決定）の横断的な目標である「新しい時代の流れを力にする」に掲げられている「地方創生SDGsの実現を通じた持続可能なまちづくり」を推進するとともに、今後の新たな地方創生の展開に当たり「グリーン」の視点を設け、脱炭素化の流れを地方創生に取り込むこととしている。

SDGsを原動力とした地方創生 × 脱炭素化の流れを地方創生に取り込む

➡地域における脱炭素化をSDGsの理念に沿って進めることにより、政策の全体最適化、地域課題解決の加速化等を通じ、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができる。（まち・ひと・しごと創生基本方針2021）

具体的取組（まち・ひと・しごと創生基本方針2021）

- i** 地方創生SDGsの普及促進活動の展開
➡地方創生SDGsに関する国内外の取組事例を発信するため、国際フォーラムの開催等を通じて地方創生SDGsの普及促進を行う。
- ii** 地方公共団体によりSDGs達成のためのモデル事例の形成
➡地方公共団体による脱炭素化の視点を有する優れた取組を「SDGs未来都市」や「自治体SDGsモデル事業」として選定し、支援を行うとともに、広域連携によるSDGs事業等についても支援し、モデル事例を形成する。
- iii** 「地方創生官民連携プラットフォーム」を通じた民間参画の促進
➡脱炭素化等の地域課題解決のため、分科会活動やマッチングシステムの開発等を実施し、官民の会員同士の連携をする。また、マッチング等を通じて実現した官民連携の優良事例を公募し、表彰する。
- IV** 地方創生SDGs金融の推進
➡「地方公共団体のための地方創生SDGs登録・認証等ガイドライン」を利用し、地域における資金の還流と再投資を目指す。また、地域金融機関等に対する表彰制度道の創設を行う。